

協 定 書

下記の開発（建築）行為について、羽曳野市開発指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき協議を行った結果合意に達したので、羽曳野市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）との間に、要綱第33条第1項に基づく協定を締結する。

記

第1条 開発区域の位置及び事業の概要

- 1、開発区域の位置 羽曳野市
- 2、開発区域の面積 m²
- 3、予定建築物等の用途

第2条 乙は、甲との開発（建築）行為にかかる協議事項を遵守するとともに、羽曳野市環境美化条例、同施行規則、羽曳野市開発指導要綱、同運用基準並びに都市計画法等の関係法令に基づき施行する。

第3条 開発（建築）行為にかかる土地に関して紛争が生じた場合は、乙が一切の責任をもって処理し、乙の過失により生じた損害は乙が補償するものとする。

第4条 乙は、協定締結後、当該開発（建築）行為に関する権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、譲受人に協定に基づく義務を正確に理解させ、かつ、乙の責任において、当該義務を履行させなければならない。

2 前項の規定において、譲受人が協定に基づく義務を履行しない場合は、乙が当該義務を履行しなければならない。

第5条 甲及び乙は、当該開発（建築）行為に関し特記事項として次に掲げる事項を遵守する。

特記事項
 1、中高層建築物に該当する場合は、高さ等に関する協議事項を遵守するものとする。

第6条 本協定書に定めのない事項については、要綱に基づき、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市

代表者 市長 ⑧

乙 事業者 住所

氏名 ⑧